

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株式会社T-Flap

目次

告 示

- 告示第114号 放置自動車等の撤去……………（建設総務課）…2
- 告示第118号 河川区域の廃止による廢川敷地等
……………（建設総務課）…2
- 告示第119号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第120号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

公 告

- 公告第66号 道路の位置の指定の取消し……………（建築指導課）…2
- 公告第67号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…3

告 示

宇治市告示第114号

放置自動車等の撤去について

次の放置自動車等は、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成7年宇治市条例第30号)第7条に違反し、公共の場所の機能の保全及び市民の快適な生活環境に支障となつています。

自動車等の所有者は、令和6年10月9日までに撤去してください。期日までに撤去されない場合は、同条例第11条第1項の規定により市において撤去します。

令和6年10月4日

宇治市長 松村 淳子

車種	塗色	自動車登録番号等 (車台番号)	放置場所
スズキ 車種不明	黒色	滅失 (CF4EA-111 926)	槇島町中川原90番地 地先(槇島町135号 線)

(揭示済)

宇治市告示第118号

河川区域の廃止による廃川敷地等について

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年10月18日から14日間

令和6年10月18日

宇治市長 松村 淳子

- 河川の名称
準用河川名木川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和6年10月18日
- 廃川敷地等の位置
京都府宇治市広野町中島1番10地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 36.61㎡
- その他

河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に市長に下付の申請をしなければならない。

宇治市告示第119号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年10月18日から14日間

令和6年10月18日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
宇治五 ヶ庄線	五ヶ庄瓦塚46番地の1 五ヶ庄瓦塚46番地の1	前	7.8 ~10.8	90.0	
	五ヶ庄瓦塚46番地の1 五ヶ庄瓦塚46番地の1	後	10.8 ~11.5	90.0	
五ヶ庄 204 号線	五ヶ庄日皆田40番地の 42 五ヶ庄日皆田40番地の 42	前	7.4 ~10.1	3.3	
	五ヶ庄日皆田40番地の 42 五ヶ庄日皆田40番地の 42	後	7.5 ~10.2	3.3	
羽戸山 41号 線	羽戸山三丁目1番地の2 89 羽戸山三丁目1番地の2 86	前	6.0 ~8.0	45.0	
	羽戸山三丁目1番地の2 89 羽戸山三丁目1番地の2 86	後	6.2 ~8.5	45.0	

宇治市告示第120号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年10月18日から14日間

令和6年10月18日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
宇治五ヶ 庄線	五ヶ庄瓦塚46番地の1 五ヶ庄瓦塚46番地の1	令和6年10月18日
五ヶ庄2 04号線	五ヶ庄日皆田40番地の42 五ヶ庄日皆田40番地の42	令和6年10月18日
羽戸山4 1号線	羽戸山三丁目1番地の289 羽戸山三丁目1番地の286	令和6年10月18日

公 告

宇治市公告第66号

道路の位置の指定の取消しについて

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定の取消しを次のとおり行いました。

令和6年10月18日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	取消年月日	土地の地名・地番	延長及び幅員
第731号	令和6年9月30日	宇治市伊勢田町ウ トロ44番2、4 5番1の一部、4 5番7、45番1 0の一部、45 番12の一部、45 番13の一部、4 5番17の一部、 45番18の一部 、47番4の一部 、47番5の一部 、47番19の一 部	延長：205.6m 幅員：4.0m 5.0m
第117号	令和6年9月30日	宇治市伊勢田町ウ トロ45番4、4 5番14の一部、 45番15、46 番9、46番11 、47番4	延長：50.1m 幅員：4.0m

宇治市公告第67号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和6年10月18日

宇治市長 松村 淳子

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画
令和6年度第12号
令和6年度第13号
- 2 関係書類の縦覧期間
令和6年10月18日以後常時